

- ル、積極的に行ふのである。
- ハ、機関紙編輯委員会
前記面委員会の任事を所行、労争の指導と大衆教育、各加盟組合間の連絡を密接に促したの機関紙を編輯することを任務とする。
- ニ、書記長は書記を統率して日常全般の事務を置理する。
- 三、会計は一切の会計事務をつかさどる。但し会計の收支は毎年九会に報告して、承認を経なければならぬ。
- 四、各専門部委員書記会計は常任委員会が任免する。
- 五、本協議会の主旨に賛成する電気労働者の組合、又は団体及び有志組合は加盟申込書に会費一ヶ月分以上を添へて事務所は差し出せば加盟すること出来る。
- 六、会費は次の割合で毎月前納しなければならぬ。
- 七、有志団
五十名以下の有志団から選出さるる協議委員は各一名毎に金一圓。
- 八、同上百名以下は二圓。
- 九、同上百名以上は次の組合又は団体並とする。
- 十、組合又は団体は構成人員一人につき金三圓並とする。

第七 附則

- 三、この規約は九会の三分の二以上の賛成がなければ変更する事が出来ぬ。
 - 四、この規約は決められた日から適用する。
- 全国電気産業労働者九同團結萬歳！**
無産階級解放萬歳！

電気産業労働組合全国協議會
事務所 東京都芝区愛宕町三ノ一

協議委員選出比率

- 一、 二〇〇名以下 一名
 - 二、 五〇〇名以下 二名
 - 三、 一〇〇〇名以下 三名
 - 四、 一〇〇〇名以上 五〇〇名を増す如に一人名を加算する。
- (了)